

様式第1号

平成28年度 錦江町公告第40号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月6日

錦江町長 楠 元 忠 洋

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
川南地区（猪鹿倉自治会）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年3月2日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数 13経営体
 内 法人 0経営体
 個人 13経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
・担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・農業をリタイア・経営転換する人は、農地中間管理機構に貸し付ける
・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は原則と 農地中間管理機構に貸し付ける
6. 地域農業の将来のあり方
(複合化)
 早期水稻の無農薬栽培に取り組み、環境にやさしい農業を推進し、地域の中心経営体とその他の農業者が協力しながら経営の複合化を推進する。
(新規就農の促進)
 後継者の育成を図るため、青年部等の組織と協力して地域に定着しやすい環境を整え、地域農業の活性化を図りながら、新規就農者の育成にも地域で取り組んでいく。
(その他【農地集積】)
 地域農業を守るため、高齢等により規模縮小、廃業する農業者の農地については、地域で話し合い農地の利用集積を図るほか、耕作放棄地の発生防止についても取り組む。